

# 危機管理マニュアル

(令和4年10月改訂版)



愛媛県立丹原高等学校

〒791-0502 西条市丹原町願連寺 163 番地

TEL 0898-68-7325 FAX 0898-68-0675

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的とし、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成する。

基本方針は次のとおりとする。

- 1 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 2 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体で組織的に対応する。
- 3 ホームページへの掲示等の方法で生徒・保護者、地域、関係機関にマニュアルを周知し、密接な連携を図り対応する。
- 4 学校安全委員会及び学校安全年間計画と連携し、学校安全を推進する。
- 5 本マニュアルにない事態が発生した場合は、最も適切と考えられる措置を講じる。

# 目 次

## I 事前の危機管理

### 1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握…………… 1

(1)地域の現状	(2)本校の現状	(3)想定される危機事象
----------	----------	--------------

### 2 危機の未然防止対策…………… 1～3

(1)未然防止のための体制	(2)点検	(3)疾病者発生防止対策
(4)犯罪被害防止対策	(5)火災予防対策	(6)様々な局面における未然防止対策

### 3 危機発生に備えた対策…………… 4～7

(1)危機管理組織	(2)施設・設備・備品の整理	(3)家庭・地域・関係機関等との連携
(4)避難計画・避難訓練	(5)教職員研修	(6)安全教育

## II 発生時（初動）の危機管理

### 1 地震・火災への対応…………… 8～12

(1)学校災害対策本部	(2)教職員参集基準	(3)県教委への被害状況報告
(4)地震・火災発生時の対応	(5)地震発生時への対応（休日等）	(6)初期対応における注意点

### 2 気象災害への対応…………… 13

(1)在校時	(2)在宅時	(3)教職員の情報収集、防災活動
(4)県教委への登校状況報告	(5)県教委への被害状況報告	

### 3 新たな危機事象への対応…………… 14

(1)弾道ミサイル飛来時の対応	(2)登下校中・在宅時の対応
-----------------	----------------

### 4 犯罪被害発生時の対応…………… 15～16

(1)不審者侵入時の対応	(2)登下校時の不審者事案への対応
(3)学校への犯罪予告等への対応	(4)不審物発見時の対応

### 5 校外活動中・校内行事中の災害等発生時の対応…………… 16

(1)校外活動中の対応	(2)校内行事中の対応
-------------	-------------

### 6 交通事故発生時の対応…………… 17

(1)生徒が交通事故に遭った場合の対応	(2)交通事故に遭った場合の生徒への事前指導
---------------------	------------------------

### 7 疾病者発生時の対応…………… 18～19

(1)救命処置の流れ	(2)頭頸部外傷への対応	(3)熱中症への対応
(4)食物アレルギーへの対応		

## III 事後の危機管理

### 1 事後の対応…………… 20～24

(1)安否確認	(2)引渡しと待機	(3)生徒・保護者・報道機関への対応	(4)教育活動の継続
---------	-----------	--------------------	------------

### 2 心のケア…………… 25

(1)生徒の心のケア	(2)教職員の心のケア
------------	-------------

### 3 調査・検証・報告・再発防止等…………… 25～26

(1)県教委への報告、支援要請	(2)基本調査の実施等	(3)評価・検証・再発防止
-----------------	-------------	---------------

## IV 避難所マニュアル・関係資料等

### 1 避難所開設・運用マニュアル…………… 27～28

### 2 避難情報に関するガイドライン…………… 29

### 3 関係資料等…………… 29

# I 事前の危機管理

## 1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

### (1) 地域の現状

本校の位置する西条市は、加茂川、中山川が流れており、その支流も含め、山間部では土砂災害の危険性がある。臨海部は新田開発で造成された地域が多いため海抜が低く、津波や高潮被害の可能性がある。南海トラフ地震は、30年以内に約70～80%の確率で発生すると予想されており、西条市の想定震度は6強～6弱、津波は最大3.4m（壬生川駅付近）である。

### (2) 本校の現状

本校の標高は14.2mであり、西条市の津波被害最大想定が3.4mであることから、津波被害の可能性は低い。また、伊方原子力発電所からの距離は約80kmであり、緊急防護措置を準備する区域〔UPZ〕約30kmの外にある。西条市からは、緊急避難場所及び避難所に指定されている。

- 西条市指定緊急避難場所（最大収容人数12,188名）

※地震、土砂、洪水、津波、火災の災害を想定（地震、火災時はグラウンドのみ8,395名）

- 西条市指定避難所（最大収容人数1,517名）

校舎の使用状況は、次のとおりである。

使用可	本館	昭和47年度完成, 昭和52年度増築, 平成26年度耐震工事
	第二教棟	昭和53年度完成, 昭和58年度増築, 平成27年度耐震工事
	農業科特別教棟	昭和61年度完成
	体育館	昭和55年度完成
	武道場、クラブハウス	昭和56年度完成
	記念会館	平成2年度完成
使用不可	音楽教棟	昭和39年度完成
	農業科教棟	昭和46年度完成

### (3) 想定される危機事象

生活安全	犯罪被害、疾病の発生、熱中症、食物アレルギー、食中毒 など
交通安全	自動車事故、自転車事故、その他の交通事故 など
災害安全	地震・津波災害、土砂災害、火災、気象災害、大規模事故災害 など
その他	感染症、弾道ミサイル発射 など

## 2 危機の未然防止対策

### (1) 未然防止のための体制（学校安全委員会）

#### ア 学校関係

校長 教頭、事務長 総務厚生課長 生徒課長 交通安全委員会 教務課長  
相談・保健課長 保健主事 養護教諭

#### イ 関係機関

消防署 警察署 保健所

**(2) 点検****ア 建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検〔事務課〕**

- (ア) 建築物の点検〔敷地、構造〕（3 年以内ごと）※令和 4 年度実施
- (イ) 建築設備の点検〔給排水設備、換気設備〕（1 年以内ごと）
- (ウ) 防火設備の点検〔防火扉、防火シャッター〕（1 年以内ごと）

**イ 消防法第 8 条に基づく消防用設備等の定期点検〔事務課〕**

- (ア) 防火管理者を定め、西条市消防長に消防計画を提出する。変更がある場合は、再提出する。
- (イ) 消防用設備等（消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常放送設備、避難器具）の機能を維持管理するために、機能点検（8 月）及び総合点検（3 月）を実施し、点検結果を 3 年に 1 回、西条市消防長に報告する。

**ウ 労働安全衛生規則第 11 条・第 15 条に基づく定期巡視〔衛生管理者・産業医〕**

- (ア) 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障がいを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (イ) 産業医は、少なくとも毎月 1 回（事業所から情報提供を受けている場合は二カ月に 1 回）作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障がいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

**エ 学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項に基づく定期点検〔各施設管理責任者〕**

- (ア) 生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について点検する。（毎学期 1 回以上）

**オ 避難経路の定期点検〔総務厚生課〕**

- (ア) 避難経路（廊下、階段、出入口等）の確保（避難を妨げるロッカー、机等を置かない）
- (イ) やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定
- (ウ) 校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- (エ) 校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認（拡声器を使用）

**カ 通学路の定期点検〔生徒課〕**

- (ア) 登下校時の災害発生に備え、危険箇所（ブロック塀の倒壊、道路の冠水の恐れ等）の確認
- (イ) 不審者対策（死角、街灯の有無等）、交通危険箇所（見通しの悪い交差点等）の確認

**キ 学校保健安全法施行規則第 28 条第 2 項に基づく臨時点検〔事務課〕**

- (ア) 必要があるとき（学校行事前後、災害発生時、近隣での危害の恐れのある犯罪発生時等）に点検する。

**ク 日常点検〔全教職員〕**

- (ア) 日常的に点検し、改修の必要があれば事務室に連絡する。
- (イ) 生徒、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報を蓄積し、活用する。

**ケ 危険箇所の分析・管理、点検の適切性の評価・改善〔学校安全委員会〕**

- (ア) 把握した危険箇所について、校内で対応可能なものは速やかに改善する。校内のみで対応困難なものは、学校安全委員会で分析・対策・管理し、関係機関の協力を得て改善する。
- (イ) 安全点検の具体的な内容や、問題が明らかになったときの対応、危険箇所が放置されていないかなどについて、学校安全委員会で評価し、改善に努める。

**(3) 疾病者発生防止対策****ア 突然死や負傷などの防止**

- (ア) 定期健康診断の結果等を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) 顧問等は、運動前に体調チェックを行うなど、生徒の健康状態を把握する。

**イ 頭頸部外傷の予防**

- (ア) 顧問は、種目特有の危険要因を見極めた指導計画を立て、適切な練習内容を設定する。
- (イ) やむを得ず顧問が不在のときは、事故の起きやすい活動内容を避ける。

**ウ 熱中症の予防**

- (ア) 暑さ指数（WG B T）を測定する機器を保健室に設置する。（令和3年2月通知）
- (イ) 暑さ指数（WG B T）等を用い、運動の実施可否を判断する。（P18 参照）

**エ 食物アレルギー・アナフィラキシーの予防**

- (ア) 食物アレルギーの情報を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいれば**エピペン**の使い方などの研修を行う。
- (ウ) 学校保健委員会において、アレルギー対応について協議し、医師が作成した管理指導表を活用して、次のとおり対応する。

- ① アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握
- ② 管理指導表の保護者への配布、主治医による記載、学校への提出
- ③ 管理指導表に基づく校内での取組の検討、保護者との面談、取組プランの決定
- ④ 全教職員による取組プランの共通理解、取組プランに基づく実施

- (エ) 調理実習や修学旅行等の際は、特に食物アレルギーを有する生徒に配慮する。

**(4) 犯罪被害防止対策****ア 不審者侵入の防止**

- (ア) 来校者向けに、必ず受付に来るよう正門に案内を掲示する。
- (イ) 事務室受付にて、来校者に「来訪者受付表」への記入を求め、用件を確認する。
- (ウ) 来校者に「校内立入許可証」を渡し、識別のため着用を求める。

**イ インターネット上の加害者・被害者にならないための対策**

- (ア) 警察庁や文部科学省のウェブサイト等で最新事例や統計情報等を入手し、指導に反映する。

**(5) 火災予防対策 ※別に消防計画を定める。****(6) 様々な局面における未然防止対策****ア 各教科の学習時間・休み時間等における対策**

- (ア) 各教科の特性に応じた安全対策を講じる。（P12 参照）
- (イ) 休み時間や清掃時間、放課後に必要に応じて巡視を行い、安全を確認する。

**イ 校外活動に際しての対策**

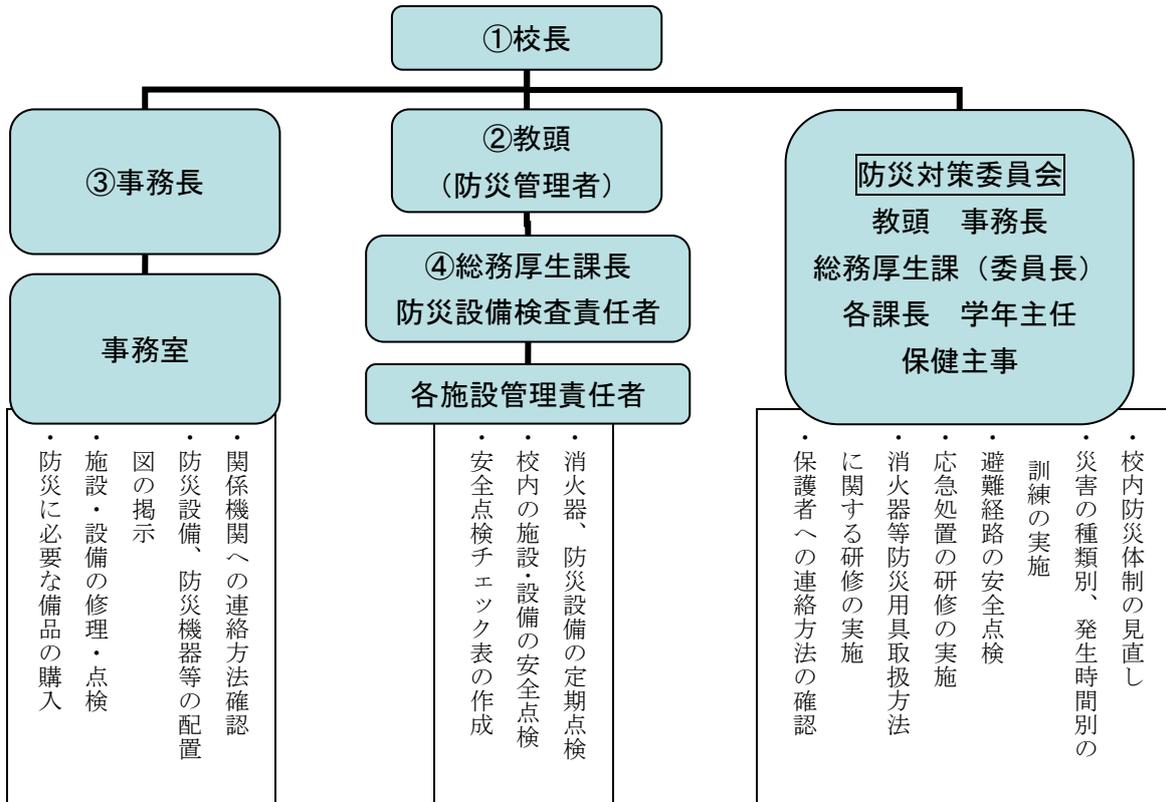
- (ア) 当該地域のリスクについて調査し、計画書に避難場所や連絡先を明記する。
- (イ) 生徒に地域リスクや緊急時の行動について、事前指導を徹底する。

**ウ 校内行事に際しての対策**

- (ア) 入学式、卒業式、運動会、苗販売、菊花展等の保護者や地域住民が参加する校内行事を開催する際は、開放部分と非開放部分を明確化し、掲示物やテープ等で示す。
- (イ) 必要に応じて受付を設け、来場者の確認を行う。
- (ウ) 災害発生時は、生徒、教職員のみならず、来訪者の安全確保にも最善を尽くす。

### 3 危機発生に備えた対策

#### (1) 防災管理組織（指揮命令者は①～④の順位とする）



※保護者への連絡（HP、マチコミ等） ※保護者からの連絡（緊急連絡メール等）

#### (2) 施設・設備・備品の整備

##### ア 非常持出袋〔総務厚生課〕

ファイル	その他
生徒連絡先一覧	危機管理マニュアル(4)
教職員名簿	西条市避難所設置運営マニュアル
教職員緊急連絡先一覧	新型コロナ拡大防止避難所運営ガイドライン
クラス写真	避難時点呼確認用紙
学校警備及び非常変災対策	緊急活動日誌
校内配置図	防災倉庫の鍵（事務室にも常備）
気象警報発令・地震発生時被害状況報告	トランシーバー(4)、電池
西条市西部地区医療機関所在マップ	筆記用具

(ア) 総務厚生課防災担当者が連絡先一覧等（年度初め）やマニュアル等（改訂時）を入れ替える。

(イ) 職員室に常備し、非常時には教頭（不在時は他の教職員）が持ち出す。

(ウ) 職員室、体育準備室、農場管理室には拡声器を常備し、停電時の連絡に活用する。

##### イ 緊急時持出医薬品〔保健室〕

(ア) 救急箱(1)

(イ) 熱中症応急処置キット(1)

## ウ 重要物品・重要書類の保管・整備〔事務課〕

(ア) 保管物 … 校長印、職印、学校沿革史、職員人事関係書類等、卒業生台帳、指導要録

(イ) 保管場所・保管方法 … 事務室内の耐火・防水金庫に施錠保管

## エ 防災倉庫〔事務課〕 ※現在の許可期限は令和4年4月1日～令和7年3月31日

市	教育振興会・PTA会計
発電機(1)	防災用リヤカー(1)
投光器・三脚(1)	トイレ用ビニール袋100枚入りブルーシート(2)
簡易トイレ・テント(2)	トイレテント(6)
ガソリン携行缶20L(1)	ガソリン携行缶10L(2)
災害救助用毛布(20)	ウォータータンク10L(24)、備蓄燃料5kg(2)
折りたたみ式ベンチシート(1)	手回し充電ラジオ(1)
テント(12)	ヘルメット(10)、軍手(48)、立入禁止テープ(1)
給水バッグ3L(200)	懐中電灯(4)、ランタン(4)
簡易トイレ(200)	防災用かまどセット(1)

## オ 自動火災報知器設備警戒区域一覧表 ※事務室で把握できる火災発生のエリア

1	本館1階東(本館1階東階段の東側)	16	新館3階東(第2教棟3階両階段の間)
2	本館2階東(本館2階東階段の東側)	17	新館4階西(第2教棟4階西階段の西側)
3	本館3階東(本館3階東階段の東側)	18	新館4階東(第2教棟4階両階段の間)
4	本館4階東(本館4階東階段の東側)	19	新館階段(第2教棟西階段)
5	本館東階段	20~21	第2体育館〔平成29年度取り壊し〕
6	本館1階西(本館1階東階段の西側)	22~25	農業科教棟〔使用不可〕
7	本館2階西(本館2階東階段の西側)	26	新体育館競技場東
8	本館3階西(本館3階東階段の西側)	27	新体育館競技場西
9	本館4階西(本館4階東階段の西側)	28	新体育館ステージ
10	本館西階段	29	新体育館更衣室・器具庫
11	新館1階西(第2教棟1階西階段の西側)	30	新館特別教棟1階(第2教棟音楽室)
12	新館1階東(第2教棟1階両階段の間)	31	新館特別教棟2階(第2教棟食物教室)
13	新館2階西(第2教棟2階西階段の西側)	32	新館特別教棟3階(第2教棟被服教室)
14	新館2階東(第2教棟2階両階段の間)	33	新館特別教棟4階(第2教棟家庭経営室)
15	新館3階西(第2教棟3階西階段の西側)	34	新館特別教棟東階段(第2教棟東階段)

## カ 自動火災報知器作動後の復旧〔事務課〕

(ア) 作動した火災報知器の「火災報知器」と書いた赤蓋を開け、その中のスイッチを上にする。

(イ) 業務員室の中にある複合火災受信機の停止ボタン(赤:2カ所)を押し、鳴動を止める。

(ウ) 異常がないことを確認後、複合火災受信機のカバーを開け、復旧スイッチ(オレンジ)を押し。

※復旧スイッチを押しと作動場所の表示が消えるので注意する。

(エ) SECOCMが駆け付けるので、最終出入口の復旧により警備システムを再起動する。

(オ) 消火ホース収納庫内のボタンを押しして消火栓を利用した場合は、ポンプ室の中のスイッチを「断」にして給水を止め、「遠方」に戻して復旧する。

## (3) 家庭・地域・関係機関等との連携

## ア 家庭との連携

- (ア) 学校から家庭への連絡…電話、ホームページ、マチコミ等  
 (イ) 家庭から学校への連絡…電話、緊急連絡メール等  
 (ウ) 電話・メールが利用不能な場合の代替手段

○NTT災害伝言ダイヤル「171」(震度6以上の地震などの大災害が発生時)

☆伝言を録音するときは 171+1⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を入れる(30秒以内)
★伝言を聞くときは 171+2⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を聞く

○NTT災害伝言板「web171」

☆伝言を登録するときは ①トップ画面(登録したい電話番号を入力して登録)⇒②登録画面(伝言を登録)
★伝言を確認するときは ①トップ画面(確認電話番号を入力して確認)⇒②確認画面(伝言を確認)

## イ 地域との連携

西条市から緊急避難場所及び避難所に指定されており、西条市危機管理課等と連携して対応する。(P27~28 避難所開設・運営マニュアル参照)

## ウ 緊急連絡先等(※は機械警備関係)

施設名	電話番号
愛媛県立丹原高等学校	0898-68-7325
愛媛県教育委員会高校教育課	089-912-2950
西条市防災専用電話	0897-52-1267
西条市危機管理課(対策本部直通)旧丹原町・東予市	0898-68-1400
西条市危機管理課(対策本部直通)旧西条市	0897-52-1400
西条市危機管理課(平常時の連絡)	0897-52-1282
西条市教育委員会学校教育課	0897-52-1640
※西条市西消防署	0898-68-0119
西条市東消防署(避難訓練時に連絡)119番対応	0897-55-0119
※西条西警察署	0898-64-0110
福田医院	0898-68-7243
西条市休日夜間救急センター	0897-52-2001
当番病院テレホンサービス	0897-58-2200
四国電力西条営業所	0897-56-2960
西条市生活環境部水道業務課	0897-56-5151
※津島電工(株) 【火災異常感知】	0897-55-1133
※津島電工(株) 【水槽の満水・湯水感知】	0897-55-1133
※四国電気保安協会西条事業所 【漏電感知】	0897-53-6111
※ENEOS グローブエナジー(株)東予営業所【ガス漏れ感知】	0898-52-7575

**(4) 避難計画・避難訓練**

- ア 様々な事故・災害を想定した避難計画を策定し、避難訓練を計画的に実施する。
- イ 実践的な訓練になるように工夫し、予告なしの訓練、休み時間の訓練、けが人が発生した場合の訓練、避難経路が遮断された場合の訓練等の実施に努める。
- ウ 緊急避難場所及び避難所として、地域の関係機関等と連携した訓練を推進する。
- エ 避難訓練を基に検証し改善点がある場合、文部科学省等の指針の変更や有用な情報の入手等があった場合は、危機管理マニュアルを随時見直す。

**【県教委通知】**

「危機管理マニュアル…定期的に見直しを行い…全教職員が十分に理解し…、保護者にも周知…」  
「予告なし避難訓練など実践的かつ効果的な訓練に取り組む…」  
「教師の指示を待たずに児童生徒自らが判断し行動できるよう繰り返し訓練をする…」  
「地域や関係機関等と連携し、地域の特性による災害リスク（土砂災害、浸水、津波、原子力災害等）に応じた訓練を行う…」

**【県教委調査（毎年1～2月頃）】※次の訓練を行っているか。**

- |  |  |                                  |
|--|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予告なし          | <input type="checkbox"/> 授業中以外（休憩時間・昼休み等）    | <input type="checkbox"/> 被害想定を変更 |
| <input type="checkbox"/> 緊急地震速報を活用     | <input type="checkbox"/> 地域と連携               | <input type="checkbox"/> 他の学校と連携 |
| <input type="checkbox"/> 二次避難所までの避難を想定 | <input type="checkbox"/> 弾道ミサイルが発射された場合の対応訓練 |                                  |

**【県教委への危機管理マニュアルの提出（不定期）】※令和4年8月に提出****(5) 教職員研修**

- ア 毎年度、次の研修を実施する。
  - (ア) 危機管理マニュアルの内容を理解する研修（年度初めの実施に努める。）
  - (イ) 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練の内容を理解する研修（避難訓練時）
- イ 必要に応じて、次の研修を実施する。
  - (ア) 事故等発生時の対応訓練に関する研修
  - (イ) AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
  - (ウ) エピペンの使用方法などアレルギーへの対応に関する研修
  - (エ) 生徒の安全教育に関する研修
  - (オ) 生徒の心のケアに関する研修
- ウ 教職員の防災士資格取得を推進し、校外研修に積極的に参加する。

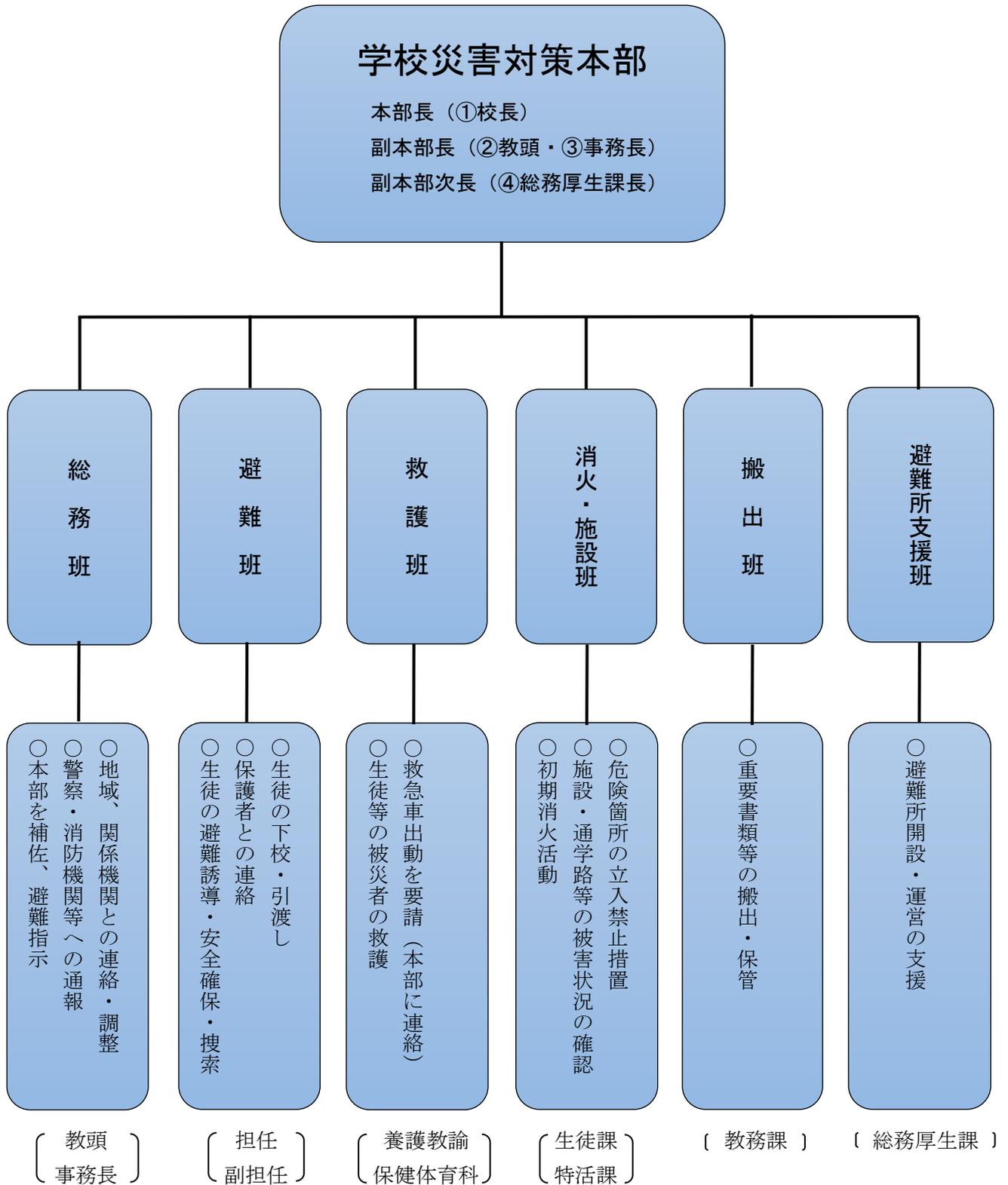
**(6) 安全教育**

- ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について、理解し、正しい判断に基づき、進んで安全な行動ができるようにすることを、安全教育の目標とする。
- イ 学校安全年間計画に基づき、教育活動全体を通して実施する。
- ウ 地域に根ざした学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。
- エ 自分にとって都合の悪い情報を無視、過小評価する**正常化の偏見（バイアス）**への理解を深める。
- オ 安全教育の実施後、学習への取組状況の観察や成果物、生徒・保護者・教職員アンケート、講師の講評等、多様な方法で評価し、指導計画を見直す。

## II 発生時（初動）の危機管理

### 1 地震・火災への対応 ※南海トラフ地震（30年以内に約70～80%の確率で発生）

(1) 学校災害対策本部（指揮命令者は①～④の順位とする）



	職務内容	必要な備品等
本部 総務班	<b>【教頭・事務長】</b> ○避難を指示する。 ○避難後の生徒・教職員の状況を確認する。 ○危機管理マニュアルを基に、各班に指示する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集に当たる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。 ○県教委に状況を報告する。	<b>【職員室】</b> ○非常持出袋(1) ○拡声器(1) <b>【事務室】</b> ○防災倉庫キー(1) ○防災ラジオ(1) <b>【非常持出袋】</b> ○危機管理マニュアル(4) ○防災倉庫キー(1) ○トランシーバー(4) ○生徒名簿・教職員名簿(1) ○校内配置図 ○緊急活動日誌 <b>【防災倉庫】</b> ○手回し充電ラジオ(1)
避難班	<b>【担任・副担任】</b> ○安全な経路により生徒を避難させ、点呼を行う。 ○点呼の結果、負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○不明者を捜索する。	<b>【体育準備室、農場管理室】</b> ○拡声器(3)(1) <b>【防災倉庫】</b> ○ヘルメット(10)
救護班	<b>【養護教諭・保健体育科】</b> ○負傷者の応急手当を行う。 ○負傷者の状況等を本部に報告し、応援を要請する。 ○救急車の出動を要請する。 ○生徒等の心身の健康状態を確認する。	<b>【保健室】</b> ○担架(1) ○毛布(10) ○アルミシート(2) <b>【保健室、体育準備室、農場管理室】</b> ○AED(各1) <b>【保健室、体育準備室】</b> ○救急箱(2) ○熱中症応急処置キット(1)
消火・施設班	<b>【生徒課・特活課】</b> ○火災発生場所を確認し、可能な範囲で消火する。 ○避難後、必要に応じて校舎等の状況を確認する。 ○危険箇所は立入禁止の措置を行う。	<b>【各設置場所】</b> ○消火器(各設置場所) <b>【防災倉庫】</b> ○ヘルメット(10) ○軍手(48) ○立入禁止テープ(1)
搬出班	<b>【教務課】</b> ○重要書類を搬出し、保管する。	<b>【防災倉庫】</b> ○ヘルメット(10) ○軍手(48)
避難所支援班	<b>【総務厚生課】 P27~28 参照</b> ○緊急避難してきた住民を誘導する。 ○避難所が開設された場合、西条市から派遣された避難所担当職員と協力し、避難者を受け入れる。 ○居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。 ○避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ○避難者名簿の作成、食事・排泄の手当、物資の供給、ボランティアの受け入れ等、避難所運営に協力する。	<b>【事務室】</b> ○マスターキー ○自動販売機フリーベントキー <b>【非常持出袋】</b> ○市避難所運営マニュアル ○学校施設配置図 <b>【防災倉庫】</b> ○発電機・投光器・三脚(1) ○防災用リヤカー(1) ○ガソリン携行缶(3) ○簡易トイレ・テント(2) ○トイレテント(6) ○簡易トイレ(200) ○ウォータータンク 10L(24)・3L(200) ○かまど(1) ○立入禁止標識(1) ○ロープ(1) ○テープ(1) ○毛布(20) ○ベンチシート(1) ○テント(12) ○懐中電灯(4) ○ランタン(4) ○電池

※避難後やむを得ず校舎に入るときはヘルメットを着用し、細心の注意を払う。絶対に無理をしない。

(2) 教職員参集基準

震度		行動の基準	教職員参集	想定される状況
震度 0				人は揺れを感じない。
震度 1				屋内で静かにしている人の一部が揺れを感じる。
震度 2				多くの人が地震であることに気付く。
震度 3	予報	(避難)		ほとんどの人が揺れを感じる。重ねた食器が音を立てる。
震度 4		避難	管理職	驚くような揺れに多くの人が恐怖を感じ、身の安全を図る。机の下に潜る人が現れる。吊り下げた物は大きく揺れる。
震度 5弱	警報	臨時休業となれば下校	管理職 企画委員	ほとんどの人が恐怖を感じ、身の安全を図る。歩行中にふらつく。書籍が本棚から落下する。エレベータが停止する。
震度 5強		原則として学校待機	管理職 企画委員 正副担任	恐怖を感じ、たいていの人が行動を中断する。食器棚などの棚の中にある物が落ちてくる。窓ガラスが割れたりブロック塀が落ちたりする。停電する家庭が出てくる。
震度 6弱		保護者への引渡し	全教職員	立っていることが困難。未固定の重い家具の多くが動いたり転倒したりする。開かなくなるドアが多い。壁のタイルが剥がれ落ちる。一部の列車が脱線する。エレベータが損傷する。
震度 6強	休日等は安否確認	はわないと動けない。固定していない家具がほぼ倒れる。耐震性の低い建物は倒壊するものが出てくる。ブロック塀のほとんどが崩れる。電気・ガス・水道が止まることがある。		
震度 7		翻弄され身動きできない。家具は倒れ、中には飛んでくる。耐震性の高い建物も破壊されることがある。電気・ガス・水道が停止する。道路や鉄道などの交通機関が破壊される。		

ア 「行動の基準」は目安であり、実際の災害の状況や県教委からの指示により判断される。

イ 休日等に震災が発生した場合、教職員は上記の表のとおり参集する。ただし、本人や家族のけが、家屋の損壊、交通網の遮断等により参集できないときは、その限りではない。参集困難な場合は、安否状況を連絡する。

(3) 県教委（高校教育課施設管理グループ）への被害状況報告〔管理職〕

震度 4 以上の地震が発生した市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等 (①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響) を FAX (089-912-2949) で報告する。〔メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメールで送信〕

ア 概ね 8:00 及び 17:00 に発生した場合、速やかに報告

イ 概ね 17:00 から翌 8:00 に発生した場合、翌 8:00 までに報告

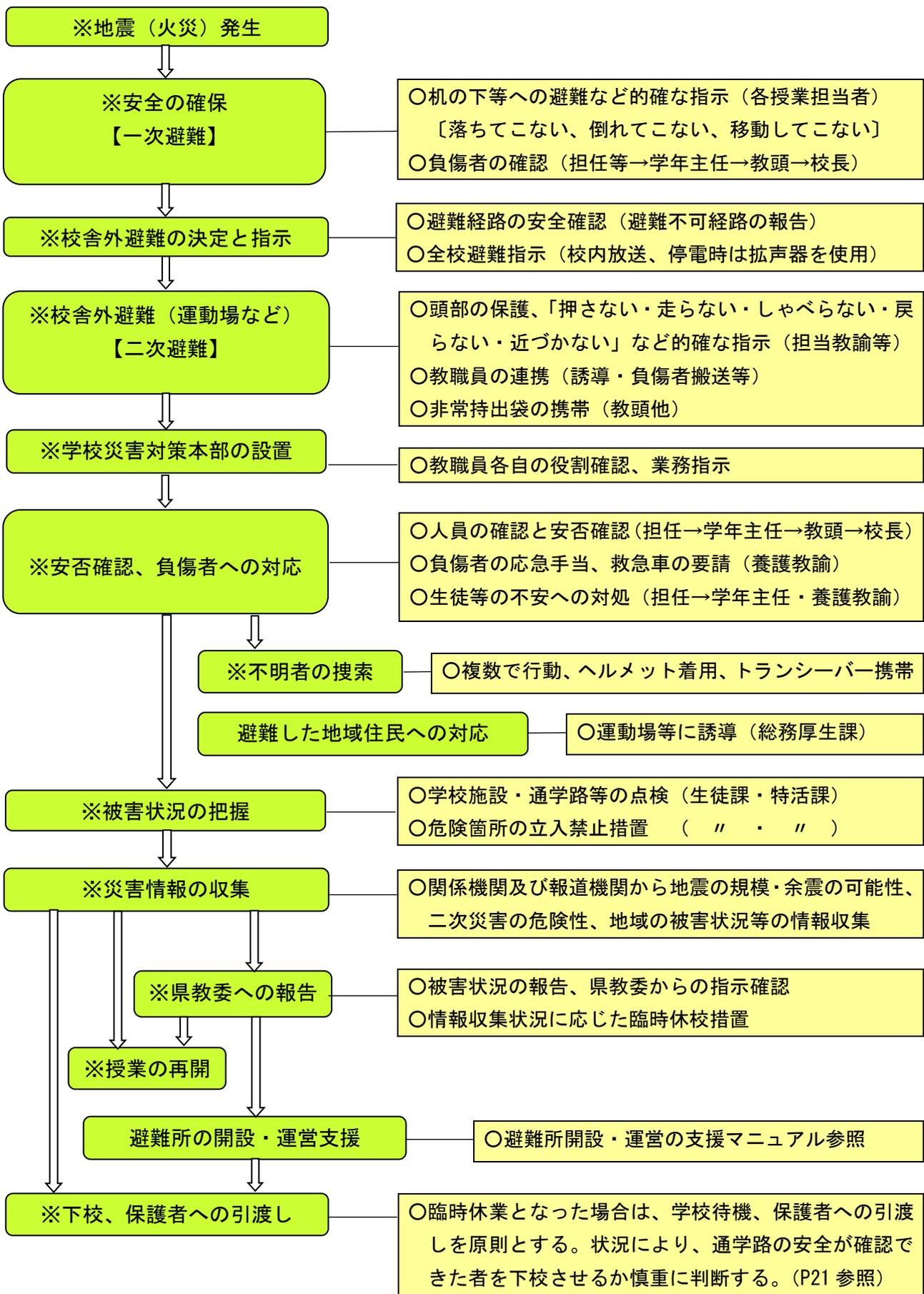
(ただし、被害を確認した場合は速やかに報告)

ウ 震度 5 弱以上の場合、発生時刻に関係なく速やかに報告

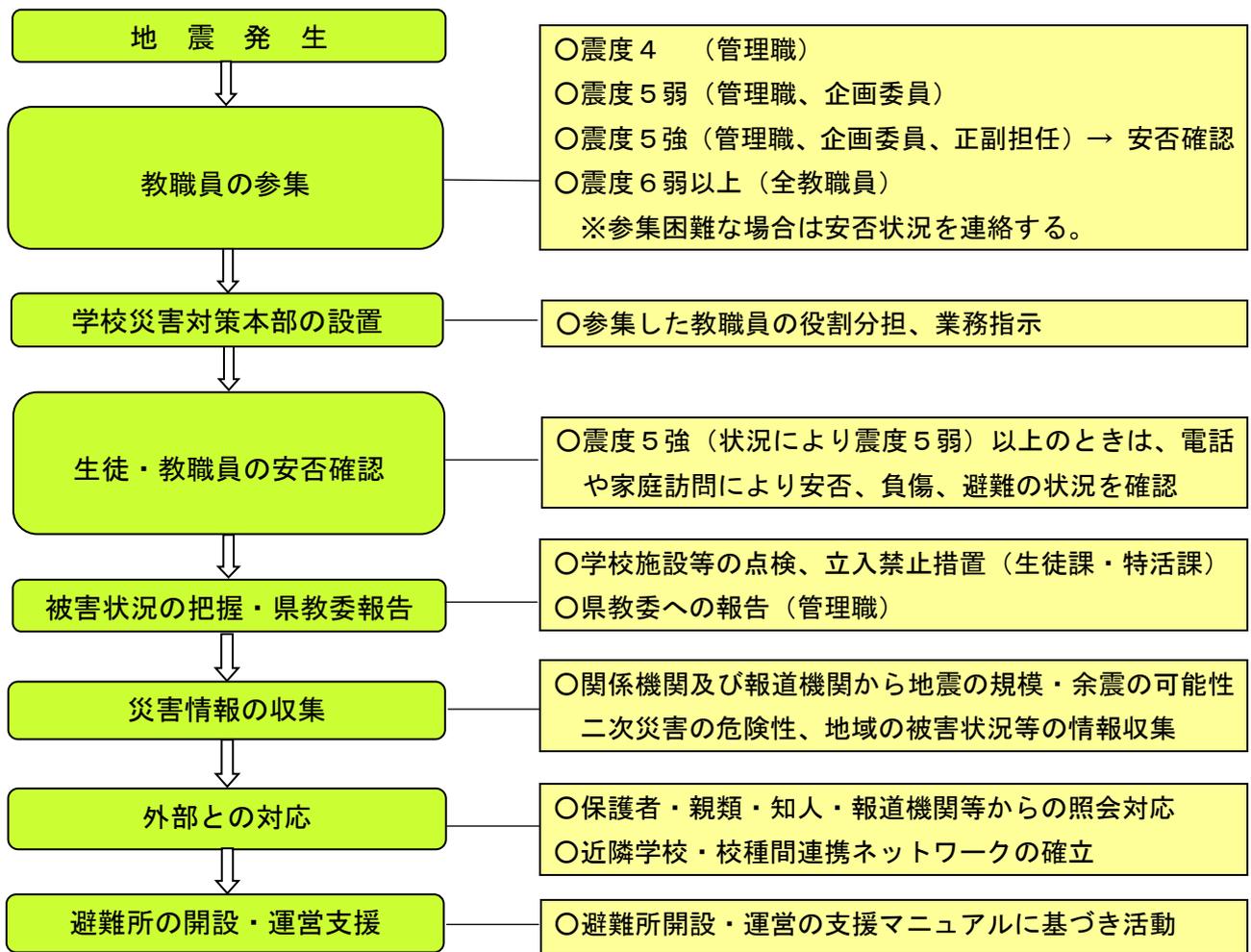
※ 国から災害復旧の財政援助を受けるために、学校敷地内の被害箇所を全て写真撮影する。

(4) 地震・火災発生時の対応（在校時）

※は火災発生時の流れ



(5) 地震発生時の対応（休日等）



(6) 初期対応における注意点

- ア 地震発生時には、火の元を遮断し、出入口扉を開ける。（火事の防止、避難路の確保）
- イ 化学教室、物理教室、生物教室では、ガスバーナーやアルコールランプからの出火や、薬品やガラス器具の破片等の床への散逸に注意する。
- ウ 被服教室では、ミシン類の落下による負傷やアイロン等によるやけどに注意する。
- エ 食物教室では、ガスからの出火や熱湯等によるやけどに注意する。
- オ 体育館では、破損ガラスの飛散や照明器具等の落下に注意し、体育館の中央に行き、手で頭を保護してしゃがむ。避難するときは体育館シューズのまま外に出る。
- カ 運動場では、サッカーゴールやバックネット等の倒壊に気を付ける。
- キ 農場や校庭など外での活動中は、建物付近のガラスの飛散に気を付け、建物から離れる。
- ク 登下校中は、学校、自宅、最寄りの避難場所等の安全を確保できる場所に避難する。
- ケ 校外活動中は、あらかじめ指定した避難場所に避難する。

(7) 火災発生時の緊急避難

- ア 本館3・4階の廊下及び第2教棟4階美術教室に緩降機を設置しており、緊急避難時に使用する。
- イ 第2教棟の食物教室（2階）は火災発生のリスクがあり、食物教室及びその上階に位置する被服教室（3階）、家庭経営室（4階）は出入口が1箇所しかないため、災害発生時には速やかに廊下に出

るよう心掛ける。

## 2 気象災害への対応

### (1) 在校時

松山气象台による「**特別警報**」又は「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが、西条市又は居住地に発表された場合は、生徒を速やかに下校させる。

ア 下校が危険と判断される場合や、交通機関が不通になっている場合は、学校で待機させ、保護者に迎えを依頼する。

イ 自転車で通学している生徒について、強風にあおられて転倒の危険があると判断される場合は、それ以外の手段で下校させる。

### (2) 在宅時 ※ホームページに掲載、マチコミ（未登録者は電話）による通知

ア 警報等発表時の登校は、次のとおりとする。

(ア) **7:00**において、松山气象台による「**特別警報**」あるいは「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが、西条市又は居住地に発表されている場合には「**自宅待機**」とする。

(イ) 居住地に避難情報等が発令されている場合は、避難を優先し登校を控えることとする。その場合は直ちに学校に連絡する。

(ウ) 上記以外でも、登校に安全が確保できないと判断した場合は、保護者の判断で「**自宅待機**」してもよい。その場合は、直ちに学校に連絡する。

イ 「**特別警報**」「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」が **12:00**までに解除された場合は、安全に十分配慮して登校する。

ウ 上記警報が 12:00 までに解除されない場合は、当日自宅学習とする。

エ 列車・バス等公共の交通機関を利用している生徒は、12:00 までに交通機関が利用できない場合、当日自宅学習する。

オ 模試・土曜補習及び長期休業中の補習・実習等については、上記アに準ずる。

### (3) 教職員の情報収集、防災活動

ア 防災気象情報を的確に収集し、臨時休業や始業時刻の繰り延べ、授業打ち切りを判断する。

イ 強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。

ウ 土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、生徒を安全な場所へ避難させる。

エ 警報等が解除されて生徒が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所の修理を行うか、立入禁止等の指示を徹底する。

### (4) 県教委（高校教育課）への登校状況報告〔教務主任〕

第一報 8:50 までに学年別欠席者数等を報告システムで送信 9:00 までに電話連絡

第二報 10:30 までに報告システムで送信（以降2時間おきに送信）

※登校後に帰宅させる決定をした場合は、直ちに報告システムでの報告及び電話連絡を行う。

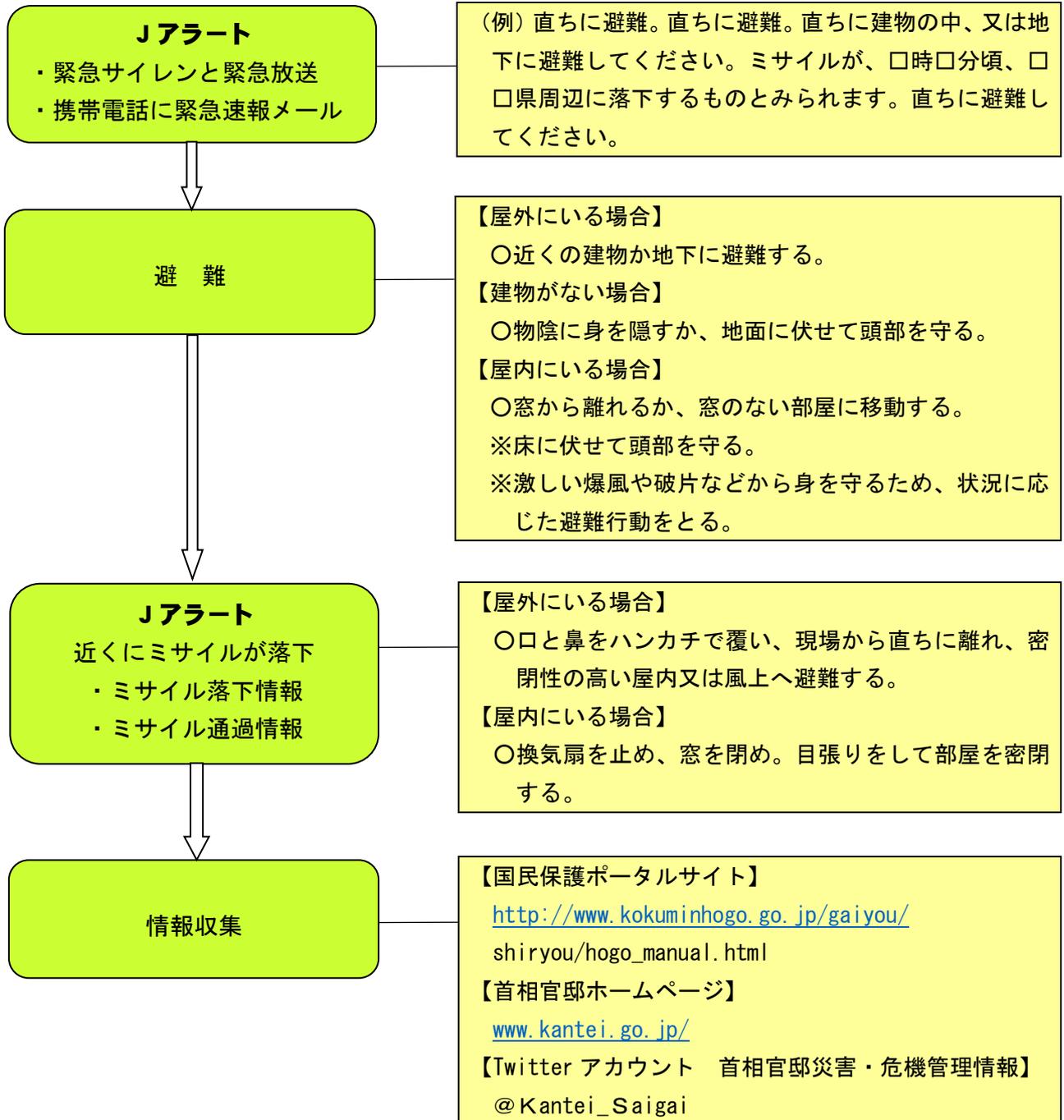
### (5) 県教委（高校教育課施設管理グループ）への被害状況報告〔管理職〕

警報（波浪、高潮、大雪を除く）が発令された市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響）を FAX（089-912-2949）で報告する。※メール不可。状況により電話連絡可。※写真データはメール送信。

ア 8:00 及び 17:00 時点で警報発令中（8:00 及び 17:00 までに報告）

### 3 新たな危機事象への対応（弾道ミサイル）

#### (1) 弾道ミサイル飛来時の対応



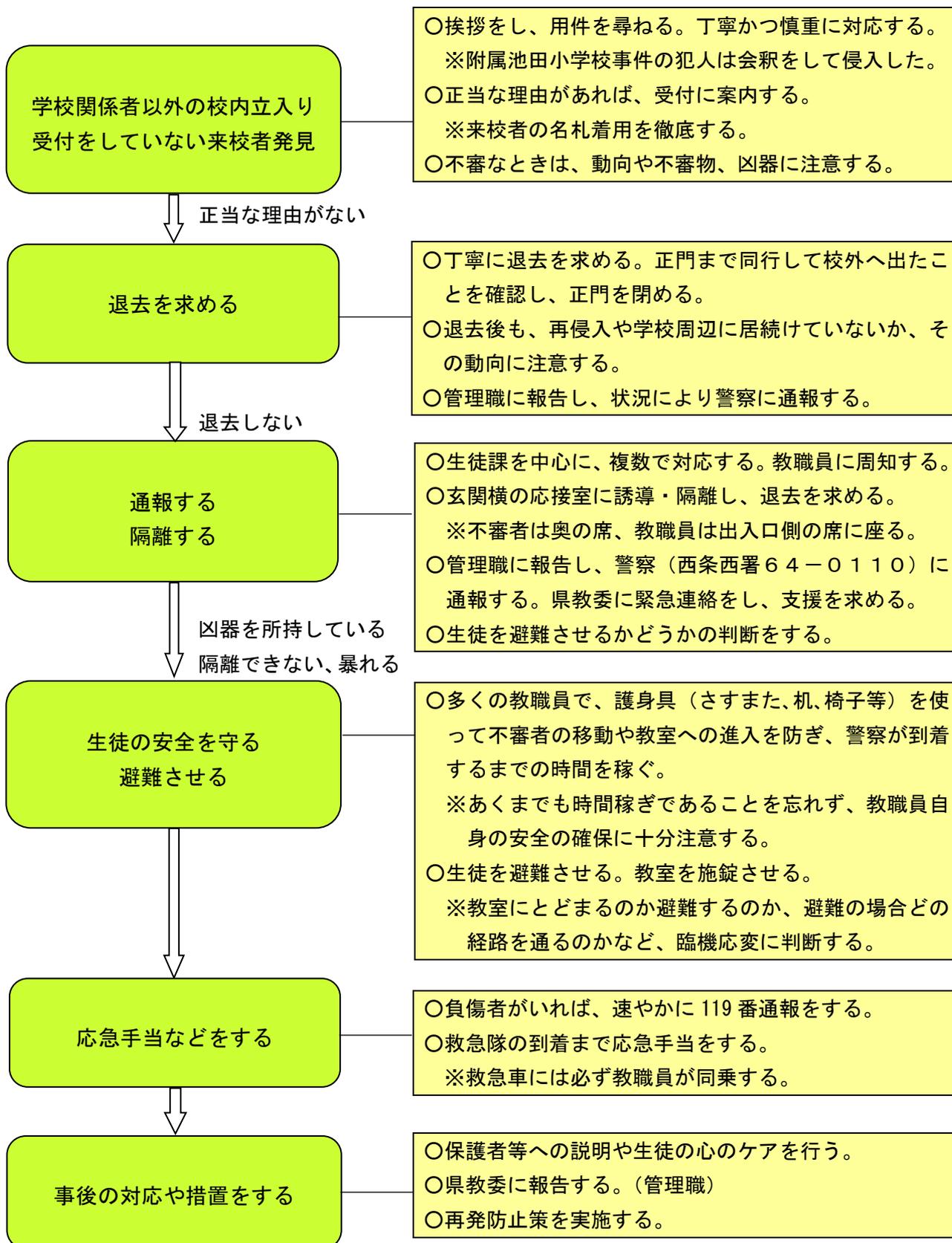
#### (2) 登下校中・在宅時の対応

ア 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導する。

イ 生徒が自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保させる。

4 犯罪被害発生時の対応 ※附属池田小学校事件（H13）の教訓を生かす

(1) 不審者侵入時の対応



## (2) 登下校時の不審者事案への対応

ア 近隣での事件や不審者等の発生情報があれば、警察等と連携して対応し、生徒及び保護者にマチコミ等で知らせて注意を喚起する。

イ 下校時間において近隣に危険な不審者が出現した場合、安全確保のため学校待機を検討する。

ウ 生徒等から不審者被害の情報が入った場合、生徒課を中心に次のことを確認する。

- 事案の概要（いつ、どこで、だれに、どのようなことが起こったか）
- 不審者の特徴（性別、身長、体格、服装、移動手段）や状況（まだ近辺にいるか）
- 110番通報（負傷者がいる場合119番通報）の有無

エ 緊急対応が必要かどうか判断し、現場からの通報であれば**現場に急行**する。

## (3) 学校への犯罪予告等への対応

ア 不審電話があれば、可能な範囲でメモや録音をし、速やかに校長に報告する。

イ 校長は、警察に通報するとともに、県教委に第一報を入れ、連携して対応する。

ウ 必要に応じて生徒及び教職員を避難又は自宅待機させ、保護者にマチコミ等で連絡する。

## (4) 不審物発見時の対応

ア 校内で不審物を発見した場合は、付近の生徒に遠ざかるように指示し、速やかに校長に報告する。不審電話があれば、可能な範囲でメモや録音をし、速やかに校長に報告する。

イ 不審物には絶対に触れないように徹底する。

ウ 校長は、警察に通報するとともに、県教委に第一報を入れ、連携して対応する。

エ 必要に応じて生徒及び教職員を避難又は自宅待機させ、保護者にマチコミ等で連絡する。

# 5 校外活動中・校内行事中の災害等発生時の対応

## (1) 校外活動中の対応

ア 校外活動実施前の事前検討で想定される様々な事故・災害に応じて情報を入手し、事前に設定した避難場所に一時避難する。

イ 修学旅行でグループ別の個別行動をとっている場合の災害発生に備え、連絡先を明確にし、生徒との連絡手段を確保する。

ウ 管理職を中心に対策本部を設け、安否確認、保護者への連絡、必要に応じた応援教職員の派遣等を行う。

## (2) 校内行事中の対応

ア 入学式、卒業式、運動会、苗販売、菊花展等の保護者や地域住民が参加する校内行事では、生徒と共に来訪者を避難誘導する。

イ 多くの来校者が校内におり、個別の対応が難しい場合は、PTA役員に協力を求め、対応を依頼する。

## 6 交通事故発生時の対応 ※自転車損害保険加入義務化（令和2年4月）

### (1) 登下校時等に生徒が交通事故に遭った場合の対応

#### ア 初期対応

(ア) 事故の第一報が学校に入った後、複数で交通事故の現場（救急搬送済みの場合は搬送先）に急行して事態を把握する。

(イ) 管理職に報告し、未通報の場合は必要に応じて110・119番通報をする。

#### イ 二次対応と対策本部

(ア) 警察、医療機関、PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒等への指導などを検討する。

(イ) 重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速に対応する。

#### ウ 事故状況の調査・報告

(ア) 事故発生状況や原因に関わる事実を調査・記録し、県教委に報告する。（管理職）

#### エ 当事者となった生徒への対応

(ア) 事故後に生徒がとった対応を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

#### オ 心のケア

(ア) 交通事故の当事者となったり目撃者となったりすることで心に深い傷を負った生徒は、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性があるため、適切にケアする。

### (2) 交通事故に遭った場合の生徒への事前指導

#### 交通事故現場での対応マニュアル（生徒課）

##### 1 相手を確認する。

- |                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| (1) 運転免許証を見せてもらう                | (4) 自分の生徒証明書を見せる。  |
| (2) 運転免許証の氏名・住所をメモする。           | (5) ナンバープレートを確認する。 |
| (3) 相手の自宅電話番号、会社名と会社の電話番号をメモする。 |                    |

##### 2 保護者に連絡する。

すぐに事故の内容（場所・相手の氏名・事故の様子）を伝えて現場に来てもらうようにする。無理なら、直接話してもらう。

##### 3 警察に連絡する。

事故の状態によっては、救急車（119番）を呼ぶ。

##### 4 学校（担任）に連絡する。

〔注意〕たとえ小さな事故でも、自分が一方的に悪くても、決して自分一人で判断しないこと。

## 7 疾病者発生時の対応

### (1) 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）

**疾病者の発生・意識の確認** → 反応があれば観察を続け、必要に応じて医療機関を受診させる。

↓（反応なし） ※管理職への報告よりも救命措置を優先する。

**119番通報（管理職・養護教諭他）、AEDの準備**（協力者を求める）

↓（一次救命措置） ※AED設置場所（3カ所）・・・保健室横、体育館、農業科特別教棟

**気道確保、呼吸の確認** → 呼吸があれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。

↓（呼吸なし）

**心肺蘇生法** 胸骨圧迫 30回 +（可能であれば）人工呼吸 2回 → 呼吸が回復すれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。（以下同じ）

↓  
**AEDを使用** → **心肺蘇生法を継続** → **救急隊に引き継ぐ**

※心停止の場合、AEDが1分遅れるごとに救命率が約10%ずつ低下する。

**【病院搬送時の基本的対応】**

**学校で事故が発生** → **救急車を要請** → **保護者に緊急連絡** → **救急車に同乗** → **保護者に説明**

- 保護者に病院に同行してもらるか病院で合流する。教職員はできるだけ複数で対応する。
- 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

**【「日本スポーツ振興センター災害共催給付制度」加入者への治療費の給付】** ※保健室で申請

- 学校の管理下で生じ5,000円以上の治療費が発生したけが等に対して支給される。

### (2) 頭頸部外傷への対応

ア 頸随・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、**①意識の状態**、**②運動能力（まひ、筋力低下）**、**③感覚異常（しびれ、異常感覚）**、**④呼吸の状態**の4つを確認し、動かさず速やかに**救急車を要請**する。

イ 脳震とうによる意識消失から回復した場合も、速やかに受診し、医師の指示を仰ぐ。

ウ 頭部打撲の場合6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察を依頼する。

### (3) 熱中症への対応 ※熱中症予防強化月間（7月）

ア 暑さ指数（WBGT）を測定する機器を保健室に設置する。（令和3年2月通知）

イ 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」（日本体育協会）や「熱中症予防情報サイト」（環境庁）等を参考に運動を行う。

運動指針	対 応	WBGT	気温(参考)
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	31℃～
警 戒	積極的に休息をとり、水分・塩分を補給する。	25℃～	28℃～
注 意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	24℃未満

ウ 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。

エ 梅雨明けなど急に暑くなったときは暑さに慣れていないため、**軽めの運動が慣らしにくい。**（**H-7 疾病者(熱中症、アレルギー)**）  
 オ けいれん、ふらつき、めまい、吐き気など熱中症を疑う症状があればすぐに**救急車を要請**し、同時に応急処置（涼しい場所に避難させ、衣服を緩めて体を冷却し、水分を補給させる。）を行う。

	症 状	対 応
<b>熱失神</b>	炎天下にじっと立っていたり、立ち上がったときに、めまいや失神などが起こる。	足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。
<b>熱けいれん</b>	大量に汗をかき、血液中の塩分濃度が低下したときに、痛みを伴う筋けいれんが起こる。	濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。
<b>熱疲労</b>	発汗による脱水等により循環不全となり、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等がおこる。	スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給することで痛所は回復する。
<b>熱射病</b>	体温調節が破綻し、過度に体温が上昇（40℃以上）して脳機能に異常をきたす。 <b>意識障がい</b> が見られ、 <b>応答が鈍い、言動がおかしい</b> といった状態になる。高体温が持続すると、肝臓、腎臓、肺、心臓などの多臓器障がいを併発し、死亡率が高くなる。	<b>死の危険のある緊急事態</b> であり、救命できるかどうかは早急に早く体温を下げられるかにかかっている。 <b>救急車を要請</b> し、速やかに冷却処置を開始する。

#### (4) 食物アレルギーへの対応

ア 発見者は、次のように対応する。**発見者「観察」**

- (ア) 生徒から離れず観察する。→緊急性を判断する。
- (イ) 呼び掛けに反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生法（胸骨圧迫 30 回＋可能であれば人工呼吸 2 回）を絶え間なく行う。 ※管理職への報告よりも救命措置を優先する。
- (ウ) 助けを呼び、人を集める。→職員等に「準備」「連絡」を依頼する。
- (エ) 次の一つでもあればエピペンを使用する。

消化器の症状	・繰り返し嘔吐を続ける	・持続する(我慢できない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・喉や胸が締め付けられる ・犬が吠えるような咳 ・ゼーゼーする呼吸	・声がかすれる ・持続する強い咳込み ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい、不規則	・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

イ 次のように、チームで対応する。

- (ア) **教職員 A「準備」** AEDやエピペンの準備、使用又は介助をする。
- (イ) **教職員 B「連絡」** 管理職・養護教諭へ連絡し、状況により校内放送でさらに人を集める。  
→管理職・養護教諭は救急車を要請し、保護者への連絡を指示する。
- (ウ) **教職員 C「記録」** 観察開始時刻、5分ごとの症状、エピペン等処置の内容等を記録する。
- (エ) **教職員 D「その他」** 担架で保健室に搬送、救急車の誘導、他の生徒への対応等を行う。

### III 事後の危機管理

#### 1 事後の対応

##### (1) 安否確認

- ア 生徒が学校内にいる場合は、避難場所で安全を確保し、安否を確認して本部に報告する。
- イ 生徒が学校内にいない場合は、ホームルーム担任を中心に教職員が手分けして安否を確認する。電話連絡に加え、状況に応じて家庭訪問を行い、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないか等についても確認する。
- ウ 校長は、原則として次の判断基準により、生徒の安否確認を指示する。

<p>在校中 校外活動中</p>	<p>○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動をとった場合</p>
<p>登下校中</p>	<p>○<u>震度5強（状況により5弱）以上</u>の地震が発生した場合                      ○津波警報、大津波警報が発令された場合                      ○大雨に関する<u>警戒レベル4（状況によりレベル3）以上</u>が発表された場合                      ○西条市内で突風、竜巻、雷による被害が発生した場合                      ○通学路上で、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害被害が発生した場合                      ○不審者等の情報が入り、危険な状況が考えられる場合</p>
<p>夜間・休日等</p>	<p>○<u>震度5強（状況により5弱）以上</u>の地震が発生した場合                      ○学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合                      ○その他、犯罪やテロ等の被害が発生し、危険な状況が考えられる場合</p>

- エ 安否確認の役割分担及び方法は、原則として次のとおりとする。

<p>在校中</p>	<p>授業中</p>	<p>授業担当者</p>	<p>生徒名簿で確認する。</p>
	<p>行事中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する。</p>
	<p>休み時間</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する。</p>
	<p>部活動中</p>	<p>部活動顧問</p>	<p>部員名簿で確認する。</p>
<p>校外学習中</p>	<p>引率教職員</p>	<p>生徒名簿で確認する。</p>	<p>生徒名簿で確認する。</p>
<p>登下校中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>保護者に連絡する。</p>	<p>保護者に連絡する。</p>
	<p>担任以外</p>	<p>地域を分担し通学路をたどる。</p>	<p>地域を分担し通学路をたどる。</p>
<p>夜間・休日等</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>電話や家庭訪問により確認する。</p>	<p>電話や家庭訪問により確認する。</p>

- オ 保護者に電話連絡ができない場合は、次の方法で安否確認を図る。

- (ア) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（Web171）の活用
- (イ) 家庭訪問（不在時はメモ等を残す）
- (ウ) 避難所への巡回
- (エ) 学校への連絡の呼び掛け（ホームページ、マチコミ、正門や避難所への掲示、西条市の広報）

- カ 安否確認のため教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際は、二次被害の防止に努める。

- (ア) 被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- (イ) 原則として複数（二人一組）で行動し、単独行動は避ける。
- (ウ) 携帯電話等を携帯し、学校に定時連絡を入れ、連絡を途絶えさせないようにする。

- キ 安否確認情報（負傷の有無、被災状況、避難場所等）を集約し、校長に報告する。

## (2) 引渡しと待機

ア 校長は、事故・災害等の発生状況、被害状況、今後の見通し等に関する情報を収集し、生徒の安全を最優先して、下校、引渡し、待機を判断する。

イ 判断基準の目安は、原則として次のとおりとする。

下校（集団・個人）	全ての条件を満たす	○震度5弱以下、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル4以上の発令なし ○通学路の危険なし
保護者への引渡し	全ての条件を満たす	○震度5強以上、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル5の発令なし ○地域の大規模な被害の発生なし
待機	いずれかに該当する	○津波警報、大津波警報の発表あり ○大雨警戒レベル5の発令あり ○雷ナウキャストで活動度4の発表あり ○地域に凶器を持った不審者・犯罪者あり

ウ 校長は、下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

- (ア) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (イ) 状況に応じた集団下校、下校前の安全指導、教職員の同行
- (ウ) 帰宅方法（いつ、だれと、どのような方法で、どこへ）の記録

エ 校長は、引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

- (ア) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (イ) 帰宅方法（いつ、だれと、どのような方法で、どこへ）の記録
- (ウ) 引渡し状況に関する情報の集約
- (エ) 残っている生徒の保護

オ 校長は、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

- (ア) 校舎、体育館等の安全点検及び待機場所の決定
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 備蓄品の活用
- (オ) 県教委への報告、必要に応じた支援の要請

カ 校外学習中に事故・災害等が発生した場合、校長は、引率責任者と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び生徒の下校・引渡し（現地又は学校）・待機を判断する。通信手段の途絶等により校長と連絡がとれない場合は、引率責任者が判断する。校長は、以下の対応を指示する。

- (ア) 避難場所への速やかな避難、引渡場所への移動
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 引渡し状況に関する情報の集約

## (3) 生徒・保護者・報道機関への対応

### ア 事故・災害発生時の連絡

(ア) 校長は、事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、次のとおり当該生徒の保護者に速やかに連絡する。

第一報	事故等の概況、けがの程度、応急処置や緊急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理し、できるだけ速やかに連絡する。
第二報	事故・災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

#### イ 担当窓口の指名

(ア) 校長は、連絡・支援等の窓口となる担当者を、原則として次のとおり指名する。

教頭	死亡事故、治療期間 30 日以上を負傷や疾病、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等
学年主任	その他の事故・災害等

(イ) 人事異動により担当者が交代する場合は、十分な情報共有と引継ぎを行う。

#### ウ 対応上の留意点

(ア) 保護者の心情に配慮して丁寧に対応し、事実に関する情報を迅速かつ正確に伝える。

(イ) 保護者が希望する場合は、スクールカウンセラーや専門機関の支援を受けられるようにする。

(ウ) 応急対応終了後、基本調査段階、詳細調査段階のそれぞれに応じた支援を行う。

(エ) 兄弟姉妹が在籍している場合は、そのサポートを行う。他校に在籍している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

(オ) 在校生徒への説明、緊急保護者会、報道発表等を実施する場合は、保護者に了解を得るとともに、発表内容の確認を得る。特に、氏名、年齢、疾病の程度、経緯など、プライバシーに関わる情報は、公表の可否を必ず確認する。

(カ) 生徒が死亡した場合は、特に次の点に配慮する。

① 保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。

② 保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。

③ 保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

#### エ 生徒・保護者への説明の判断基準

(ア) 校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、生徒及び保護者に対してその概要を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。

① 死亡事故

② 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病

③ 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害

④ その他、報道・インターネット等を通じて生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

#### オ 生徒への説明

(ア) 状況に応じて緊急全校集会、学年集会、ホームルームでの説明会を開催する。

(イ) 生徒の心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

#### カ 保護者への説明

(ア) できるだけ文書で情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者説明会等を開催する。

(イ) 保護者宛文書には、次のような内容を記載する。

① 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）

② 休校措置、再開の目途など

③ 保護者説明会の開催予定

- ④ 心のケア等に関する取組
  - ⑤ その他、必要と考えられる事項
- (ウ) 緊急保護者説明会では、次のような説明を行う。
- ① 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度等）
  - ② 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況等）
  - ③ 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
  - ④ 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供等）
  - ⑤ その他、必要と考えられる事項

**キ 報道機関への対応**

- (ア) 校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、県教委に連絡し、県教委・学校のどちらが対応窓口になるかについて協議する。
- (イ) 学校が対応窓口となった場合、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。
- (ウ) 報道機関への対応上の留意点は、次のとおりとする。

正確な事実情報の提供	個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、正確な情報を提供する。 ○警察・消防等関係機関の情報を収集し、事実確認を行う。 ○事前に保護者の意向を確認し、発表内容について承諾を得る。 ○県教委に発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
誠意ある対応	学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう対応する。
公平な対応	報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないようにする。
報道機関への要請	取材可能場所・時間、生徒・教職員への取材の可否等を要請する。
取材者の確認と記録	社名、取材者氏名、電話番号など連絡先を記録する。
明確な回答	誤解が生じないように、以下の点に留意する。 ○確認のとれた事実のみを伝え、憶測や個人的見解は述べない。 ○未決定事項や答えられないことを、その理由とともに説明する。 ○説明の誤りが判明すれば、直ちに訂正を申し出る。
記者会見の設定	多数の取材要請がある場合は、県教委と協議の上、その支援を受けて時間・場所を定めた記者会見を行う。

**(4) 教育活動の継続**

**ア 臨時休業・臨時登校等の措置**

- (ア) 校長は、下記の基準に当てはまる場合、県教委と協議の上、臨時休業を判断し実施する。
- ① 震度5強以上の地震（ただし、被害が軽微である場合を除く。）
  - ② 本校に避難所が設置されるなど、大きな被害が出た場合
  - ③ その他、事故・災害等により必要と認められる場合
- (イ) 校長は、臨時休業が一週間以上続くと見込まれる場合、必要に応じて、県教委と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に臨時登校を判断し実施する。その際、下記の点に留意する。
- ① 校舎等被害の応急措置、危険個所の立入制限を行い、安全を確保する。
  - ② 上下水道や電力、トイレ等のライフラインの復旧状況を考慮する。
  - ③ 通学路の安全性を確認する。

**イ 学校教育の再開に向けた被害状況調査**

- (ア) 生徒・教職員及びその家族の安否、住宅等の被害状況を取りまとめる。

(イ) 校舎等の施設・設備の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。また、後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録し、校内平面図に位置を明記する。

(ウ) 学校周辺及び通学路の被害状況を把握し、危険箇所を確認する。

**ウ 応急教育に係る計画の作成**

(ア) 教育の場の確保に努め、安全が確認された校舎のほか、必要に応じて他の施設を借用し、県教委と協議の上、仮設校舎の建設、仮設のトイレや給水栓等の設置を検討する。

(イ) 被害状況に応じて教育課程を再編成し、授業形態の工夫、臨時学級編成、臨時時間割の作成、教職員の再配置、学校行事の実施方法の工夫等を行う。

(ウ) 避難所運営との調整を行い、立入禁止区域の確認、動線設定、生活ルールの確認を行う。

(エ) 県教委と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

**エ 被災生徒の支援**

(ア) 教科書や学用品等の確保に努める。

(イ) 就学援助を必要とする生徒を把握し、県教委に報告する。

(ウ) 避難・移動した生徒及び転出する生徒の実情を把握し、必要に応じて就学手続きを行うとともに、心のケアに努める。

**オ 避難所運営への協力**

(ア) 本校に避難所が開設された場合、教職員は、生徒の安全確保、学校機能の維持、教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(イ) 避難所が開設された場合、「避難所開設・運用マニュアル」(P27～28)により対応する。

	災害状況等	避難所の状況	協力内容等
救命避難期	(直後～) ○ライフラインの途絶 ○地域社会の混乱 ○継続する余震 等	<b>【事故等発生】</b> <b>①地域住民等の学校への避難</b>	○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示 ○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ○消防・警察・自衛隊等の救助開始	<b>②避難所の開設</b> <b>③避難所の管理・運営</b>	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○衛生品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ○近隣地域等からの救援物資等 ○応急危険度判定士による安全点検	<b>④自治組織の立ち上がり</b> <b>⑤自治組織の確立</b>	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学再校開機能	(数週間後～) ○仮設住宅等への入居	<b>⑥避難所機能と学校機能の同居</b> <b>⑦避難所機能の解消と学校機能の正常化</b>	○学校機能再開のための準備

## 2 心のケア

### (1) 生徒の心のケア

ア ホームルーム担任、養護教諭を中心に、日常生活の健康観察、面談、アンケート調査、保健室の来室状況、保護者等からの情報収集等により、生徒の心身の健康状態を把握する。

イ 事故・災害等を経験したことにより、情緒・行動・身体・認知面等にトラウマ反応が現れた生徒の支援に努める。

ウ 生徒の心のケアが必要と認められる場合は、特別支援教育委員会を開催し、心のケア体制を確立する。

エ 必要に応じて専門機関や関係機関との連携を図る。特に、次のような症状が見られた場合は、スクールライフアドバイザーや精神科医等専門家、関係機関等との連携を図り、支援する。

#### (ア) 急性ストレス障害〔ASD〕

事故等の遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出し、情緒不安定、睡眠障害などが3日から1ヶ月持続する。

#### (イ) 心的外傷後ストレス障害〔PTSD〕

上記アの状態が1ヶ月以上持続する。

### (2) 教職員の心のケア

ア 校長は、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。

イ 教職員は、生徒への適切な支援のためには、自身の健康管理が重要であることを理解する。また、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

## 3 調査・検証・報告・再発防止等

### (1) 県教委への報告、支援要請

ア 校長は、事故・災害等が下記に該当すると判断した場合、速やかに県教委へ報告する。

報告対象事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、事故・災害の発生
報告先	愛媛県教育委員会 高校教育課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 Tel 089-912-2950 Fax 089-912-2049

イ 校長は、基本調査の実施、保護者への説明、報道機関への対応等により必要と判断した場合、県教委に人員の派遣や助言などの支援を要請する。

### (2) 基本調査の実施等

ア 基本調査の対象は、次のとおりとする。

(ア) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故

(イ) その他の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、県教委が必要と判断した事故

イ 基本調査における役割分担は、次のとおりとする。

校長	基本調査の全体統括・指揮
教頭	基本調査の取りまとめ、教職員に対する聴き取り
担任、養護教諭、部活動顧問など	当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り

ウ 生徒・教職員から聴き取り調査を行う際は、その目的を明らかにした上で、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

エ 教職員からの情報収集は、記録用紙への記載や聴き取りとする。また、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ 生徒からの聴き取りを行う際は、以下の点に配慮する。

(ア) 聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

(イ) 当該生徒が話しやすい教職員が聴き取りを担当するなど、柔軟に対応する。

(ウ) 保護者と連携して心のケア体制を整え、自然と語れる雰囲気を作るよう工夫する。

(エ) 必要に応じて、記録用紙に記載してもらう方法をとる。

カ 教頭は、調査で得られた情報を時系列にとりまとめる。校長は、整理された情報を県教委に提出する。

キ 県教委が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として協力する。

### (3) 評価・検証・再発防止

ア 校長は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、危機管理の評価・検証を行う。

事前の対応	<input type="checkbox"/> 点検など事前の未然防止対策に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 教職員への周知や研修に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 生徒への安全教育に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はなかったか。
発生時の対応	<input type="checkbox"/> 生徒の安全確保は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の緊急連絡体制は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 情報収集・管理は適切に行われたか。
発生後・事後の対応	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者への対応は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の対策本部体制（役割分担、情報共有等）は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者、関係機関との連携は適切だったか。 <input type="checkbox"/> 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか。

イ 校長は、評価・検証により得られた問題点や改善点について、教職員、生徒、保護者、関係機関への説明や意見聴取を踏まえ、再発防止策を検討する。

## IV 避難所マニュアル・関係資料等

### 1 避難所開設・運用マニュアル

#### (1) 収容人数及び備蓄品

- ア 収容人数(1517名)…本館(620名)、第2教棟(560名)、体育館(267名)、武道場(70名)
- イ 備蓄品(防災倉庫)(P5参照)

#### (2) 災害対応の設置物

- ア 避難所用の公衆無線LAN機器を体育準備室、体育館放送室、武道場更衣室に設置。
- イ 災害対応型自動販売機(コココーラ)を記念会館前に設置、事務室にフリーベントキーを保管。

#### (3) 避難所運営の流れ ※「西条市避難所設置運営マニュアル」参照

##### ア 初動期(災害直後～約24時間後)

- (ア) 西条市から施設管理者(本校)に避難所開設の要請がある。

・施設管理者(本校)は、施設を開錠するが、安全確認までは避難者をグラウンドにとどめる。

- (イ) 施設管理者(本校)は、西条市から派遣された避難所担当職員や初期避難者と協力し、避難施設の安全を確認した後、避難者を誘導する。

・応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、施設の安全確認、避難スペース確保を行う。  
 ・建物への立入りは、安全を十分に確信した後にする。危険箇所は立入禁止の措置をとる。  
 ・受付を設置し、世帯ごとに「避難者名簿」を作成する。  
 ・体育館→武道場→第二教棟→本館の順に誘導する。  
 ・負傷者、要配慮者(障がい者、妊産婦・乳幼児、要介護者等)に対応する。  
 ・避難所担当職員が、災害対策本部に状況を報告する。

##### イ 展開期(約24時間後～3週間程度)から安定期(概ね3週間目以降)

- (ア) 避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる。

・避難所運営本部は、本部長、副本部長(2名)、各活動班長、各居住区の区長で構成する。  
 ・班は、総務班、避難者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者支援班、ボランティア班を設ける。  
 ・1日1～2回、避難所運営本部会議を開催する。

- (イ) 避難所担当職員や施設管理者(本校)の協力の下、西条市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請する。

- (ウ) 介護・解除が必要な高齢者、障がい者、難病・慢性疾患等を持つ方、妊娠婦・乳幼児、子ども、外国人等に配慮する。

- (エ) ボランティア等と連携する。

##### ウ 撤収期

- (ア) ライフラインの回復、応急仮設住宅への入居などにより、避難者が減少する。

- (イ) 運営組織を縮小させながら、自立困難な避難者等に最後まで適切に対処する。

## (4) 学校施設の利用計画

## ア 避難所における学校施設の利用計画(案)

## 本館(620名)

図書室	準備室	階段	142教室 2-1	143教室 2-2	144教室 2-3	階段 トイレ	145教室 1-1	146教室 1-2	外階段
物理教室	準備室	階段	132教室 3-1	133教室 3-2	134教室 3-3	階段 トイレ	135教室 1-3	136教室 1-4	外階段
生物教室	準備室	階段	フロンティア	進路室	休憩室 印刷室	階段 トイレ	職員室		外階段
化学教室	準備室	階段	校長室	事務室	玄関	階段 トイレ	生徒課室 教務課室	業務員室	外階段

## 第2教棟(560名)

美術教室	準備室	階段 トイレ	242教室 3-4	243教室 2-4	階段	和室	家庭経営室
地歴公民室	準備室	階段 トイレ	232教室 (居住)	233教室 (居住)	階段	準備室	被服教室
視聴覚教室	準備室	階段 トイレ	222教室 (居住)	223教室 (居住)	階段	準備室	食物教室
コンピュータ室	保健室	階段 トイレ	212教室 (居住)	213教室 (居住)	階段	準備室	音楽室

【AED】

## 体育館(267名)

体育倉庫	体育館 (居住)	倉庫
玄関		ステージ
更衣室		体育準備室

【AED】

洗い場

防災機材  
倉庫

## 武道場(70名)

更衣室	武道場 (居住)
-----	-------------

## イ 避難場所及び避難所に関する注意事項

- (ア) 避難者を建物に入れる前に、安全を十分に確認し、危険箇所は立入禁止措置を行う。
- (イ) 避難者は、①体育館 → ②武道場 → ③第2教棟 → ④本館の順で誘導する。
- (ウ) 居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。
- (エ) 災害発生直後は、職員室等の個人情報があるスペースを除き、最大限避難者を受け入れる。
- (オ) 安定期に入り避難者の数が落ち着いてきた時点で、上記の図を基準に教育活動再開を目指す。
- (カ) 仮設トイレは、体育館と武道場の間に設置する。
- (キ) 救援物資置き場は、可能であれば武道場を利用する。
- (ク) 負傷者の手当を行うため保健室、調理を行うため食物教室、衣類の補修等を行うため被服教室を、共用スペースとする。
- (ケ) 公衆電話は、事務室前に設置している。110番・119番通報は、硬貨不要である。

※ 本校は、西条市から「避難所」及び「緊急避難場所」に指定されている。なお、「避難確保計画を作成すべき施設」には指定されていない。

## 2 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）

警戒レベル		避難情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（命の危険、必ず安全確保）
<b>警戒レベル4までに必ず避難する（従来の避難勧告は廃止）</b>		
4	<b>災害のおそれ強い</b>	<b>避難指示（全員、必ず避難）</b>
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（高齢者や障がいのある方は避難）
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（自らの避難行動を確認）
1	今後気象状況悪化のおそれあり	早期注意情報（災害への心構えを高める）

## 3 参考資料

### (1) 文部科学省等

- 「学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き」（文部科学省）平成24年3月
- 「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）平成28年3月
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項」（文部科学省）平成29年3月
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）平成30年2月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）平成31年3月
- 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（文部科学省）令和2年3月
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）令和3年6月
- 「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4～8年度）」（文部科学省）令和4年3月
- 「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）

### (2) 愛媛県

- 「津波浸水想定について（解説）」（愛媛県）平成25年6月
- 「危機発生時の職員行動基準」（愛媛県）平成27年4月
- 「愛媛県危機管理計画」（愛媛県）平成28年4月
- 「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」（愛媛県教育委員会）平成20年10月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表」（愛媛県教育委員会）平成24年6月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表参考資料」（愛媛県教育委員会）平成24年6月
- 「西条市避難所設置運営マニュアル」（西条市）平成28年1月

### (3) 西条市

- 「西条市地域防災計画」（西条市）平成31年3月
- 「災害対策本部配備基準」（西条市）令和2年4月

### (4) アレルギー、熱中症

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）平成20年3月
- 「熱中症環境保健マニュアル2018」（環境省）平成30年3月
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（日本スポーツ協会）平成30年7月
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省、文部科学省）令和3年5月

〔危機管理マニュアル保管場所〕

電子データ	校務系→〔1.各課〕→〔1.総務厚生〕→〔危機管理マニュアル〕
印刷製本版	非常持出袋（職員室内）

〔改訂履歴一覧〕

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	平成25年4月1日	「学校防災マニュアル作成の手引き」に基づく作成
第2版	令和2年6月1日	「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」に基づく改訂
第3版	令和4年10月1日	「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」に基づく改訂

